

狂犬病発症の男性死亡。日本では14年ぶり!!

フィリピンで犬にかまれた男性が、日本に入国後に狂犬病を発症し、令和2年6月に死亡したという報道がありました。狂犬病は、発症後の有効な治療方法がなく、発症すればほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。

狂犬病は人から人への感染はなく、狂犬病に感染した動物（犬）にかまれることにより人に感染します。飼い犬の予防注射を徹底することで犬への蔓延が予防され、人への感染を防ぐことができます。必ず、毎年1回、狂犬病予防注射を接種しましょう。

※犬の飼い主には、その犬の登録(生涯1回)と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務付けられています。(これらに違反すると、20万円以下の罰金に処せられる場合があります)



犬が病気や老衰で狂犬病予防注射の接種をご心配な場合は、かかりつけの動物病院の獣医師にご相談ください。「狂犬病予防注射猶予証明書」が発行された場合は、(獣医師または飼い主が)市の担当課窓口へ提出をしてください。猶予期間は原則1年です。長期にわたる病気の場合でも、毎年提出が必要です。

多治見市狂犬病予防注射(集合注射)のお知らせ

期 日	多治見市広報紙掲載
10/12 ~ 10/20	10/1号

延期となっていた令和2年度の多治見市の狂犬病予防注射(集合注射)を左記の日程で実施します。開催場所及び時間は、多治見市広報紙、多治見市ホームページ、広域組合ホームページでお知らせします。なお、集合注射で接種できない方は、動物病院で予防注射を接種してください。

※多治見市の集合注射に関するお問い合わせは、多治見市環境課(☎ 22-1175)にお願いいたします。

問 い 合 わ せ 先

東濃西部広域行政事務組合 ☎ 22-7150(直通)
瑞浪市役所 環境課 ☎ 68-9806(直通)

多治見市役所 環境課 ☎ 22-1175(直通)
土岐市役所 生活環境課 ☎ 54-1328(直通)